

第63回松本市都市計画審議会 議事録

開催日時：	令和5年11月10日（金） 午後1時30分から午後2時47分まで
開催場所：	大会議室（松本市役所本庁舎3階）
出席委員：	清水聡子会長（松本大学総合経営学部教授） 内田麻美委員（松本市議会議員） 上條一正委員（松本市議会議員） 川久保文良委員（松本市議会議員） 阿部功祐委員（松本市議会議員） 犬飼明美委員（松本市議会議員） 上條豊委員（松本警察署長）【代理出席：松本警察署交通第二課 平出圭司郎】 太田茂登委員（長野県松本建設事務所長） 森本瑛士委員（信州大学工学部助教） 村瀬直美委員（松本商工会議所建設部会長） 松岡喜久子委員（松本商工会議所女性会会長） 富山有希委員（松本薬剤師会理事） 小笠原み江委員（長野県建築士会松筑支部青年女性委員会委員）
欠席委員：	牛丸仁志委員（松本市議会議員） 上原三知委員（信州大学農学部准教授） 轟直希委員（長野工業高等専門学校准教授） 田中均委員（松本ハイランド農業協同組合代表理事組合長） 窪田英明委員（松本市農業委員会会長代理）※冒頭自己紹介のみ出席 伊藤亮二委員（松本商工会議所専務理事）

（赤間善浩都市計画課長）

定刻になりましたので、ただいまから、第63回松本市都市計画審議会を開会いたします。本日は、お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。私は、都市計画審議会の事務局次長をしております、都市計画課長の赤間善浩と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、松本市都市計画審議会の三好規正会長についてお知らせがございます。今年に入り、三好会長から体調がすぐれないとのご連絡をいただいておりますが、先般、三好会長にご連絡をしたところ、親族から三好会長が7月に亡くなられたとのお知らせをいただきました。本来であれば、委員の皆様にお知らせをすべきことでしたが、本日のご報告となり、申し訳ありません。三好会長におかれましては、松本市の発展のために松本市都市計画審議の会長としてご尽力をいただきましたことを改めて感謝申し上げますとともに、安ら

かなご永眠をお祈りいたします。

本日の審議会ですが、前任の委員の任期満了や異動等に伴いまして、新たに委員としてご就任いただく10名の皆様に辞令を発令させていただいております。辞令は、あらかじめ、皆様の席にお配りしてございます。辞令交付式は、省略させていただきますので、ご承知おき願います。

お手元に委員名簿をお配りしていますので、ご確認ください。それでは委員の皆様から、座席順に自己紹介をお願いいたします。席順により、犬飼議員の方から願います。

(犬飼明美委員)

こんにちは。市議会議員の犬飼明美と申します。よろしく願います。

(阿部功祐委員)

松本市議会議員の阿部功祐と申します。どうぞよろしく願います。

(川久保文良委員)

同じく川久保文良と申します。どうぞよろしく願います。

(上條一正委員)

同じく上條一正でございます。よろしく願います。

(内田麻美委員)

同じく内田麻美と申します。よろしく願います。

(上條豊委員 代理：松本警察署交通第二課平出圭司郎氏)

こんにちは、長野県松本警察署警察署長の上條豊、本日多忙につき、代理で私平出が出席させていただきます。よろしく願います。

(太田茂登委員)

長野県松本建設事務所長の太田と申します。どうぞよろしく願います。

(清水聡子委員)

松本大学の清水です。どうぞよろしく願います。

(森本瑛士委員)

信州大学の森本と申します。よろしく願います。

(村瀬直美委員)

松本商工会議所建設部会長の村瀬でございます。よろしくお願いいたします。

(松岡喜久子委員)

松本商工会議所女性会の松岡と申します。よろしくお願いいたします。

(富山有希委員)

松本薬剤師会富山と申します。よろしくお願いいたします。

(小笠原み江委員)

長野県建築士会松筑支部の小笠原み江です。よろしくお願いいたします。

(窪田英明委員)

松本市農業委員会の窪田英明と申します。芳川地区選出の農業委員を担当させていただいております。よろしくどうぞお願いいたします。

(赤間善浩都市計画課長)

はい、ありがとうございます。

なお窪田英明委員におかれましてはこの後、別の会議がございますので、本日はご挨拶のみということでご退席ということでございます。よろしくお願いいたします。

本日のご欠席の委員でございますが、6名の方からご連絡をいただいております。牛丸仁委員、上原三知委員、伊藤亮二委員、轟直希委員、田中均委員。あと窪田英明委員でございますが、ご都合により欠席ということでございます。ご報告いたします。また石坂達雄委員(誤り、正しくは「上條豊委員」)の代理といたしまして松本警察署交通第二課の平出圭司郎様がお出席されております。よろしくお願いいたします。

続きまして会議の成立でございます。本日のご出席の委員でございますが委員19名のうち13名でございます。松本市都市計画審議会条例の会議成立定足数の基準の2分の1以上の出席を満たしていることをご報告いたします。

それでは都市計画審議会事務局長の桐沢建設部長よりご挨拶を申し上げます。

(桐沢明雄建設部長)

皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、当審議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。ただいまご紹介をいただきました建設部長の桐沢明雄でございます。どうぞよろしくお願いいたします。まず初めに、先ほど事務局次長の方から申しあげました通り都市計画審議会の会長の三好規正先生が7月に亡くなられたというご報告でございます。本当に松本市の発展のために都市計画審議会の会長としてご尽力をいただきましたことに

対して改めて感謝をするとともに安らかなご永眠をお祈りいたします。さて、このたび都市計画審議会委員としまして、市議会議員の先生6名、また関係行政機関の皆様2名、学識経験者の先生2名、計10名の方に辞令を発令させていただきました。新たに就任された方、また再任されました方、また既に委員となられております皆様共々、どうぞよろしく願いをいたします。

さて、都市計画審議会でございます。都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため区域区分を初めとする土地利用や、都市計画道路等の都市施設の整備、および市街地開発事業など都市計画に関する事項につきまして調査審議する機関でございます。本日のこの都市計画審議会は議事が3件でございます。そのうち2件につきましては、松本市都市計画道路の見直し、これに関することで、昨年までの見直し状況をご報告した上で、今後の見直し方針や検討の体制について、皆様のご意見、これをいただくものでございます。また今後の都市計画変更の予定として、区域区分の随時見直しについてご報告をいたしますので、よろしくお願いいたします。それでは委員の皆様方のそれぞれのご専門の立場で、忌憚ないご意見、ご指導をお願い申し上げまして私の挨拶といたします。どうぞ本日はよろしくお願いいたします。

(赤間善浩都市計画課長)

審議に入る前に資料の確認をさせていただきます。先日送付いたしました資料は4種類でございます。次第、議案書、前回審議案件の事務処理の概要、委員名簿の4種類でございます。本日の追加資料といたしまして、当日配布資料でございますが、座席表、報告事項の追加資料をお手元にお配りしております。また、それに合わせまして冊子でございますが、都市計画マスタープラン、それから立地適正化計画、それから都市計画図を配布してございます。こちらにつきましては既にお持ちの委員もいらっしゃると思いますので、お持ちで不要な冊子につきましては、この会議の終了後、机の上にそのまま置いてお帰りいただければというふうに思います。お手元に資料の不足等がある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次第に基づきまして審議会会長の選出に移ります。先ほどご報告させていただきましたが、三好会長の訃報に伴いまして、現在会長が不在となっております。選任につきましては松本市都市計画審議会条例の規定によりまして、会長は学識経験者につき、任命された委員のうちから委員の選挙により選出するとされており、会長代理につきましては、会長が指名することとされており、本日欠席の委員の皆様からは会長選出につきまして、出席委員に一任されていますことを申し添えます。そこで、事務局からの提案でございますが、まず、臨時議長を決め、会長が選出されるまでの間、会議の進行をしていただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか。

(委員全員)

異議なし。

(赤間善浩都市計画課長)

ありがとうございます。ご異議ないようでございますので、そのようにさせていただきます。

臨時議長につきましては、本日ご出席の委員の中で犬飼委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員全員)

異議なし。

(赤間善浩都市計画課長)

ありがとうございます。それでは、犬飼委員、議長席へご移動をお願いいたします。

(犬飼明美臨時議長)

ただいま、臨時議長に選出されました犬飼でございます。会長選出までの間、私の方で会議の進行させていただきますので、皆様のご協力をお願いいたします。

これより、会長を選出していただくわけですが、先ほど事務局の説明にもありましたとおり、会長は学識経験者につき、任命された委員の中から選挙により選出することとされていますが、いかがいたしましょうか。なお、選挙ということですが、選挙の方法につきましては規定がありませんので、指名推薦等の互選でも良いとされています。委員のご意見を願います。

はい、阿部委員。

(阿部功祐委員)

指名推薦による方法で選出してはどうでしょうか。

(犬飼明美臨時議長)

はい。ただいま、指名推薦により選出するという意見が出ましたが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。ご異議ないようでございますので、どなたかご推薦をお願いいたします。

はい、阿部委員。

(阿部功祐委員)

都市計画審議会の委員経験が長く、これまで会長代理を務めていただきました松本大学総合経営学部の教授、清水聡子委員をご推薦いたします。よろしく願います。

(犬飼明美臨時議長)

ただいま、阿部委員から清水聡子委員の推薦がありましたが、他にございませんか。はい。それでは、清水聡子委員を会長に選任することにご異議ございませんか。

(委員全員)

異議なし。

(犬飼明美臨時議長)

ご異議ないものと認め、清水聡子委員を松本市都市計画審議会会長に決定いたします。

これをもちまして、私は臨時議長を退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

(赤間善浩都市計画課長)

犬飼委員、ありがとうございました。

それでは、清水会長、議長席へご移動をお願いいたします。

(赤間善浩都市計画課長)

清水会長より、ご挨拶をお願いいたします。

(清水聡子会長)

松本大学の清水聡子です。三好先生のご尽力に感謝申し上げます。松本市が魅力ある地方都市であり続けるよう、微力ではございますが、松本市都市計画審議会の運営に尽力いたします。どうぞ、お力添えのほど、よろしくお願いいたします。

(赤間善浩都市計画課長)

ありがとうございました。本日も審議いただく内容でございますが、調査審議が1件、報告事項が2件でございます。それでは、この後の会議の議事進行につきましては、松本市都市計画審議会条例によりまして、会長が務めることになっておりますので、清水会長、議事進行をお願いいたします。

(清水聡子会長)

はい、よろしくお願いいたします。松本市都市計画審議会条例により議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ただいまから審議に入りますが、これまで私が務めて参りました会長代理が不在となります。そのため、会長代理につきまして条例により会長の選任事項でありますので、改めて

指名させていただきます。会長代理につきましては、法定の都市計画審議会になって以降、長く会長代理をお願いしておりました、松本商工会議所から伊藤亮二委員にお願いしたいと思っております。なお、本日はご不在でございますので、事務局を通して改めて、私から指名させていただきます旨のご連絡をお願いいたします。

初めに議事録の署名人ですが、松本市都市計画審議会運営要綱第9条第2項により、本日出席の委員の中からあらかじめ指名しますので、よろしくお願いいたします。本日の審議会の議事録署名人は内田麻美委員、村瀬直美委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

審議に先立ちまして事務局より、前回第62回松本市都市計画審議会に係る事務報告をお願いいたします。

(渋田見稔係長)

都市計画課都市計画課担当の渋田見と申します。着座にて失礼します。事務処理の概要の資料をご覧ください。それでは報告をさせていただきます。

令和5年2月3日に開催しました第62回松本市都市計画審議会における議決事項の事務処理については次のとおりです。「1 議案第122号、松本都市計画道路の変更について」は小池浅間線他5路線が対象となります。詳細につきましては、「(1)付議案件の内容」に示すとおり、松本市計画区域において、社会情勢の変化等を勘案し、道路網の見直しを行い、次のとおり変更するものです。ア 松本市計画道路小池浅間線、女鳥羽川北岸線、女鳥羽川南岸線について、起点及び区域を変更し、小池浅間線の路線名を丸の内浅間線に変更するもの。イ 松本都市計画道路、内環状北線について、小池浅間線の区域変更に伴い、交差する本路線の隅切り部分を削除し、区域を変更するもの。ウ 松本都市計画道路、逢初鎌田線について、内環状南線によって機能が代替されることから、廃止するもの。エ 松本都市計画道路3・4・52号博労町栄町線について、東西交通の適正処理、基幹医療施設へのアクセスなど都市機能の維持・充実のために、新規決定するものです。「(2)事務処理の経過」としては、令和5年2月3日第62回松本市都市計画審議会において審議、可決。令和5年3月2日松本市都市計画審議会審議結果市長報告。令和5年3月9日松本市告示第1082号により告示・縦覧となります。

続きまして、裏面をご覧ください。「2 議案第123号、松本都市計画駐車場の変更について」は、「(1)付議案件の内容」が、美ヶ原温泉駐車場について、社会経済情勢の変化に伴う駐車需要の減少及び公共交通を中心としたまちづくりの方針を総合的に勘案し、都市計画駐車場を廃止するものです。「(2)事務処理の経過」としては、令和5年2月3日第62回松本市都市計画審議会において審議、可決。令和5年3月2日松本市都市計画審議会審議結果市長報告。令和5年3月14日松本市告示第90号により告示・縦覧となります。

以上、第62回松本市都市計画審議会に係る事務報告とさせていただきます。

(清水聡子会長)

ただいまの報告につきまして、ご質問等のある委員の発言を求めます。

(上條一正委員)

はい。お願いいたします。

私、市議会議員という枠での選出でありますので、市民の声を届けるということも一つの役割として持っている、そういう立場でご質問やご意見を申しあげたいと思います。

第62回の松本市都市計画審議会の議案に対して、意見書を出した市民の方から審議会終了後に、その方は審議会の傍聴されておりました。傍聴した上で、その審議会のことについて、会長宛に文書意見書・質問書を提出しておりました。ところが、その市民の方に都市計画審議会事務局からは会長が体調不良のため、そのご意見に対しての回答ができないと、そのようなお話があったというふうに市民の方からお伺いをしています。そのうえで、どんな意見かというのはまた後ほど全文ご紹介をさせていただきたいと思いますが、当時の第62回の都市計画審議会は、現清水会長が当時会長代理として、この審議会を議長として運営されていたということですから、この市民の方からの意見の文書は、審議会宛の文書であるということからすれば、当時議長を務めていた会長代理が存在するのであれば、会長が体調不良だからお答えできないという取り扱いは都市計画審議会としていかがかなと思っています。その点に関して、当時の議長であった現会長、清水会長にこのような意見書があるということが届いていたのか、連絡があったのか、全くなくて、事務局だけでその判断をされたのか、その点をまずお伺いをしたいと思います。

(赤間善浩都市計画課長)

いただきましたご意見の関係でございます。上條委員からご説明がありました市民の文章の経緯について、まずお伝えさせていただきます。前回の議案の都市計画変更案に対しまして意見を提出された方が当日傍聴いたしました。その審議会が2月3日にごございましたが、その後、2月15日に書面にてご意見ご要望をいただきました。

内容は2点ございました。1点目は、都市計画変更への意見の要旨作成に当たりまして、意見者の考えが適切に要旨に反映されるように、事前に意見提出者と論点の整理をお願いしたいこと、これが1点でございます。2点目は、意見書の要旨は都市計画審議会ですべて説明してほしいという意見でありました。また、文の最後に都市計画審議会がより良くなることを願っていますと記載されておりました。これが、いただいた文書の内容の要約でございます。

今回いただいた会長宛の文書につきましては、審議会がより良くなるようにという趣旨であったことから、特段個人への回答はしてございませんでした。今、上條委員からお話がありました、事務局からその方に、会長の容態が悪いからお答えできないと言ったことに関しましては、担当者からそのことは聞いておりませんが、そのような会話もあったかもしれません。その当時、2月、3月でございましたが、まずは三好会長にご報告ということが

念頭にあったと思います。

都市計画案に対する意見書は、都市計画審議会の議を経るに当たりまして重要な判断資料の一つとなるものであるため、より一層慎重に取り扱うことをその時点で確認いたしました。清水会長代行に説明したのは、昨日でございます。これにつきましては、速やかに実施すべきであったと考えております。これからも、本市の都市計画審議会が引き続き公正透明な審議がされますように事務局といたしましても、都市計画法の趣旨を踏まえた適正な手続きをしまいにしたいと考えております。

また、この書面をいただいたご本人に対しましても、今回上條委員からいただきましたご意見も含め、改めて事務局でご本人に会う機会を設けまして、説明をしまいにしたいと考えております。

(上條一正委員)

意見の、文章の中身が都市計画審議会が良くなることを願っての意見だから、それは受け止めてだけおいて、お返しはしなかった、そのようなご回答だと思っています。ですが、本人は全くそうは思っていない、要旨の最初に言った部分のすり合わせをして欲しいということが市民の方の趣旨ではなくて、市が作成した意見書の要約の部分、審議会への伝え方が、意見書を出した市民の方の意を汲んだ説明になっていない、この部分を強く表現している。

私も傍聴していて、第62回の都市計画審議会の資料を見たときに、都合のいいところだけアンダーラインを引いて、それが意見書の趣旨だというふうには受け止められる書類の作成になっていた。そうではなくて、何を言いたいかという部分をしっかりと汲み取ったうえで審議会にご説明いただくことが、審議会の委員の皆さんが判断をする、議論をする、そのために必要だと私は思っています。

そういう趣旨を踏まえれば、その点に対しての疑問へ、改めてしっかりとした回答をしていただきたいと思っています。最後に市民の方からの文章を全部読もうと思いましたが、読みません。先ほど要約をお話いただきましたので言いません。審議会ですから、当時の議長に最近になってそのことをお伝えするというのは全くもって法定審議会の体をなしていない。私はそういうふうには思いますので、その点は強く事務局に猛省を求めたいと思っています。以上です。

(赤間善浩都市計画課長)

ご意見ありがとうございます。委員のおっしゃることは十分理解いたしました。

前回の審議会において、傍聴者が疑問を感じたというご意見も承知しております。今後、都市計画の手続きは形式的に行うものではないこと、諸手続きの趣旨を踏まえて、十分に認識したうえで慎重に進めていきたいと考えております。以上でございます。

(清水聡子会長)

都市計画が決定される、あるいは変更される理由が住民に対して十分に理解できるよう、わかりやすい説明を心がけていただきたいということ、それから住民からの意見書に関しましては、都市計画審議会での議を経るにあたり、重要な判断資料の一つとなるものであること、これを改めて認識し、議案書の取りまとめをお願いしたいと思いますので、今後慎重に取り扱いをお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

(赤間善浩都市計画課長)

そのように対応いたします。

先ほど、申しあげたことに補足をさせていただきます。前回の審議会で、意見書に係る事務局からの口頭説明につきましては、委員のおっしゃるとおり、詳細まで説明しなかった部分がありました。意見書の要旨につきましては、ほぼ全文に近い形で要約し、資料でお配りした点をご理解いただきたいと思います。

今後につきましては、ただ今いただいた意見を、事務局として慎重に受け止め、都市計画の手続きを進めてまいります。以上でございます。

(清水聡子会長)

ありがとうございます。法的な問題は、なかったと思っております。今回の傍聴者からのご意見を踏まえて、都市計画決定者である松本市は、このような書面のことについても報告を遵守していただければと思います。よろしくお願いいたします。

他にいかがでしょうか。はい、特にご意見がないようですので議事に移りたいと思います。

本日は、調査審議1件、報告事項2件となります。議案の審議ではないことから、採決はとりませんので、あらかじめご承知おきください。また、傍聴者に関しても採決をとらないため、3件とも傍聴希望であれば、その都度退室は求めません。なお、調査審議の内容については、報告事項1件との関連があることから、先に関連の報告事項から議事を進めます。

それでは、事務局に伺います。報告事項都市計画道路の見直しについての傍聴者はございますか。

(渋田見稔係長)

傍聴者はありません。

(清水聡子会長)

はい。それでは、報告事項都市計画道路の見直しについての説明を、担当課よりお願いいたします。

(山崎祥幸主任)

交通部交通ネットワーク課の山崎祥幸と申します。

報告事項松本市計画道路の見直しについて内容をご説明いたします。着座にて失礼いたします。

議案書の3ページをご覧ください。前方にお手元にございます資料と同じものを掲示いたしますので、どちらか見やすい方をご覧ください。1、趣旨です。都市計画道路の見直しについて、令和4年度までに実施した第1回の見直しの結果、及び、今後進める第2回の見直しの取組み状況を報告するものです。

2、経過です。昭和36年3月に都市計画道路を当初決定しました。平成23年3月に、松本市総合都市交通計画を策定し、当時未整備の路線の区間別評価を実施しました。その後、令和元年から4年にかけて、第1回見直しとして、段階的な都市計画変更を実施し、平成23年評価に基づく見直しを完了しました。

3、整備状況及び第1回都市計画道路見直しの結果です。議案書の4ページ右上に資料1と記載した資料をご覧ください。左上の図が、都市計画道路の整備状況ですが、本日、最新の状況を反映した資料を追加でお配りしていますので、ご覧ください。左上に松本市都市計画道路整備状況図、右上に追加資料と記載したものでございます。ここで、青色で示す路線が整備済み、緑色が事業中、赤色で示す路線が未整備の路線です。未だ、多くの路線が未整備である状況が確認いただけるかと思えます。次に、議案書4ページ、資料1に戻っていただきまして、左下のグラフをご覧ください。こちらが計画延長整備済み延長及び整備率の推移を示しています。ここで、青い棒グラフが計画延長、オレンジの棒グラフが整備済み延長、黒の折れ線グラフが整備率です。計画延長は、行政合併等により増加し、直近は、見直しにより減少しております。整備済み延長は、道路整備の進捗により、年々増加していますが、整備率は、現在46%であり、半数に届いていない状況です。

次に、右上の表をご覧ください。こちらが第1回の見直しによる廃止延長を示すものです。記載のとおり、10路線の一部または全線廃止により、合計8,590mを廃止いたしました。

次に、右下の表をご覧ください。都市計画道路の進捗管理表です。令和4年度末までの黒字が実績値、以降の青字が推計値を示しております。表中ほどの整備延長が、道路整備に伴い増加しております。その増加分、完成供用した延長の10年分の平均値を算出すると、1年あたり634mとなります。仮に、今後、同様に増加していくものと仮定しますと、現在の計画延長の全線が整備完了となるのが令和9年度ということ推計がされます。

次に、議案書の5ページ、資料2をご覧ください。第1回の見直しによる変更路線図です。黒の矢印及びテキストで記載している路線が、第1回見直しにより廃止をしたものです。図中央にある赤矢印及び赤テキストで記載したものが、新たに決定した博労町栄町線でございます。

次に、資料が戻りますが、議案書3ページをお願いします。4、第2回目見直しについてでございます。(1)見直し理由としまして、ア、市内の都市計画道路の多くが昭和36年に決定したものであり、社会情勢の変化に伴い、必要性に変化が生じています。イ、計画地には

建築制限を課しており、長期未着手の路線は、制限が長期化しております。ウ、整備率は、先ほどのとおり、現状46%であり、全線整備完了には、今後90年程度要する見込みであることです。(2)、都市計画道路見直し方針の策定に向けたスキーム(案)について、資料前後して恐縮ですが、議案書の6ページ、資料3をお願いいたします。この資料ですが、第2回見直しの実施に当たり、現状の進め方のイメージをお示しするのです。資料左上、見直しフローですが、長野県が示す指針により、ステップ1からステップ5までの各段階を踏んで進めたいと考えております。これは、平成23年に実施した第1回見直しと同様の進め方です。具体的には、ステップ1の現状把握で将来都市像の明確化、上位関連計画の整理、道路網の現状把握を行い、ステップ2の対象路線の抽出で未整備路線の実態把握、整備主体別の整理を実施します。ステップ3で必要性評価、代替道路の検討を行い、ステップ4で実現性の検討、妥当性の検討を行います。ステップ5で道路の機能面からの検証を行い、見直し方針として、各道路区間を存続候補、廃止候補等に分類したいと考えております。

検討のポイントとなる部分について、ご説明いたします。資料の中ほど、上の枠内をご覧ください。道路の必要性については、様々な機能面から評価し、総合的に判断することが求められます。必要性の評価は、評価指標を設定のうえ、各見直し対象路線が指標に該当するかどうかを評価し、最終的な該当数の量をもって定量的な評価を行います。資料右上に、平成23年の見直しで評価した項目を参考として載せております。項目の欄に合計14の指標があり、それぞれの考え方に対して該当するかどうかを判断し、各項目を1ポイントとして評価をしております。今回の評価についても、同様の手法を用いる予定です。資料の中ほど、上の枠内に戻っていただき、平成23年の評価方法を基本としつつ、その後に定めた計画や基準などを反映させたいと、評価指標をアップデートすることを検討しています。具体的には、平成29年策定の立地適正化計画における誘導区域や令和3年策定の自転車活用推進計画に定める自転車ネットワーク路線など、都市計画道路の評価基準として影響を与える要素を盛り込みたいと考えております。

次に、資料中央の実現性検討イメージの考え方についてご説明いたします。前のステップまでで路線の優先順位を定めた後、どこまでを存続とし、どこから廃止候補とするのか、道路の需要と供給を分析することで、基準を定めることを検討するものです。左側のグラフは、横軸で時間、縦軸で量を示しております。自動車の交通量については、将来的な人口減少に伴い、減少することが予測されています。一方、道路の機能である交通容量については、整備事業の進捗に伴い、全体としては増加し、理論上、需給バランスが取れる時点が存在するという考え方に基づくものです。これにより、計画延長の母数管理を図ることで、存続候補と廃止候補の境を導き出すことを検討し、これにより、必要性の高い道路整備を推進し、過度な投資とならないような道路計画の最適化が図られるものと考えております。

次に、下の枠内、道路網の検証でございますが、交通量のシミュレーションを行うことで、これまで検討を進めてきた道路網が適正かどうかの検証を行います。

最後に、資料下の見直しスケジュールについてご説明いたします。本業務は、今年度から

令和6年度にかけて見直し方針の策定を進めたいと考えています。見直し作業としては、4、実現性の検討の途中までを今年度中に進め、来年度に残りの検討を行う予定です。検討の要所ごとに本審議会に内容をご報告し、ご意見をいただきたいと思いますと考えております。令和7年度以降に、変更する地元住民の方への説明を行い、都市計画の変更に必要な資料作成などを行いながら、実際の手続きを進めたいと考えています。

以上、報告事項 松本都市計画道路の見直しについて説明を終わります。

(清水聡子会長)

ただいま、報告事項「都市計画道路の見直しについて」の説明がありました。ご意見、ご質問のある委員の発言を求めます。いかがでしょうか。意見がないようですので、以上で審議を終了いたします。

続いて、調査審議「松本市都市計画審議会部会の設置について」に移ります。

事務局に伺います。調査審議の傍聴者はございますか。

(渋田見稔係長)

傍聴者はありません。

(清水聡子会長)

それでは、調査審議「松本市都市計画審議会部会の設置について」の説明を担当課よりお願いいたします。

(山崎祥幸主任)

はい、会長。引き続き内容についてご説明いたします。着座にて失礼いたします。

議案書の9ページをご覧ください。調査審議「松本市都市計画審議会部会の設置について」でございます。1、趣旨です。先ほどご説明した第2回都市計画道路の見直しについて、専門的かつ詳細な調査を行ったうえで、都市計画的な視点から総合的な審議を進めるために、松本市都市計画審議会の下部組織として部会を設置することについて、ご意見を伺うものです。

2、設置理由としまして、(1)、都市計画道路の見直しに係る検討内容の特性上、専門的、頻回な議論が必要となります。(2)、国県道を含む見直しであり、広域な視点として、国県の意見を反映させる必要があります。(3)、部会で検討案を作成したうえで、決定機関である都市計画審議会、本審議会へ付議することで、より深い議論のもと都市計画の決定が可能となると考えるためです。

3、部会委員構成(案)は記載のとおりです。上から、長野工業高等専門学校の轟准教授、信州大学の森本助教、関東地方整備局 長野国道事務所の町田計画課長様、長野県 松本建設事務所の村石計画調査課長様、松本警察署の山岸交通第二課長様、以上5名の方に依頼を

したいと考えております。

次に、4、部会設置に必要な事務手続きについて、都市計画課から説明いたします。

(内木昭太主査)

では部会設置に必要な手続きについてご説明いたします。

都市計画課都市計画担当の内木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼します。

それでは、「4、部会設置に必要な事務手続きについて」をご覧ください。資料11ページをご覧ください。別紙1として、現在の松本市都市計画審議会条例を掲載しております。また12ページには現在の松本市都市計画審議会の運営要綱を記載しております。現在の条例、運営要綱には部会設置に関する規定がないことから、13ページにあるとおり、松本市都市計画審議会の運営要綱を一部改正する予定です。現在の要綱改正案の内容ですが、第9条として、部会に関する規定を設けます。9条2項では、部会に属すべき委員については、松本市都市計画審議会の委員、臨時委員、専門委員から会長が指名すること、同条第3項では、部会に部会長を置くこと、また同条第8項では、部会の調査審議内容の経過や結果を審議会に報告することを規定しています。

なお、今回、都市計画道路の見直しに関連し、部会設置のご説明をしましたが、近年の都市をめぐる社会経済情勢の変化を踏まえ、都市の抱える諸課題を個別にとりあげ、松本市の状況に応じた都市計画の運用を実現するためには、機動的かつ総合的な議論を深めていく必要性が都市計画道路に限らず出てくると考えております。そのため、部会に関する要綱改正については、現在事務局にて手続きを進めている最中でございます。

議案書9ページにお戻りください。要綱改正の後、本日のご意見も踏まえ、部会の委員として、国・県関係者の方に臨時委員への就任を依頼するとともに、会長による部会委員の指名を行いたいと考えております。

先ほどの報告事項で都市計画道路の見直しの結果、また第2回の見直しの内容についてご説明をしましたが、それも踏まえまして、都市計画道路に関する部会の内容に関してご意見をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。説明は以上です。

(清水聡子会長)

ただいま、調査審議「松本市都市計画審議会部会の設置について」の説明がございました。

ご意見、ご質問のある委員の発言を求めます。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ご意見がないようですので、審議を終了いたします。

本日事務局より説明のあった部会委員構成案に基づき部会に属する委員の指名をいたします。なお、部会での審議経過については、適宜、本審議会に報告するようお願いいたします。

続いて、報告事項「今後の松本市計画の変更の予定について」に移ります。

事務局に伺います。報告事項の傍聴者はございますか。

(渋田見稔係長)

傍聴者はありません。

(清水聡子会長)

それでは、報告事項「今後の松本都市計画の変更の予定について」の説明を担当課よりお願いいたします。

(内木昭太主査)

都市計画課都市計画担当の内木昭太と申します。よろしくお願いいたします。着座にて失礼します。

それでは、報告事項、今後の松本都市計画の変更の予定についてご説明します。議案書の17ページをご覧ください。1趣旨ですが、今後の都市計画変更の予定として、区域区分の見直し(長野県決定)について、一般保留フレームを使用した区域区分の随時見直しに関する都市計画の変更予定を報告するものです。

2主な経過ですが、昭和46年5月に区域区分の当初都市計画決定をしております。その後、定期的な見直しが行われ、直近では、令和4年5月23日に第7回区域区分の定期見直しを行い、島内東方地区、和田西原地区、上村井地区の3箇所を市街化区域に編入しております。

3報告内容です。区域区分の見直し概要として、本日は、区域区分の見直しにおける保留フレームの状況と、市街化区域編入候補地についてご説明します。議案書の19ページ、資料1をご覧ください。区域区分の見直しに関わる保留フレームについてご説明します。まず初めに、区域区分制度について、ご説明します。

「1区域区分とは」、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を、優先的、計画的に市街化を図る「市街化区域」と市街化を抑制する「市街化調整区域」に区分することであり、一般に「線引き」と言われています。参考に現在の市街化区域及び市街化調整区域の状況を下の表で整理をしています。都市計画区域30,191ヘクタールのうち、4,034ヘクタールが市街化区域となっています。なお、本日、お手元に松本市の都市計画図をお配りしました。またお時間があるときにご覧になっていただければと思います。カラーで着色されている箇所が市街化区域であり、用途地域を指定している場所です。

次に、「2市街化区域の設定の基本的な考え方」ですが、人口や産業活動の将来見通しから市街地として必要として見込まれる面積を割り付ける方式(フレーム方式)が基本となっています。都市計画運用指針の抜粋を記載しておりますので、ご確認ください。

次に、「3保留フレーム」について説明します。市街化区域の設定にあたっては、全ての

フレームを具体の土地に割り付けず保留する場合があります。これを保留フレームといい、状況が整った時点で市街化区域に編入することができます。

次のページ、20ページをご覧ください。「4区域区分の見直しの時期」についてご説明します。市街化区域への編入は、公共施設の整備が確実でない段階で実施すれば、無秩序な開発等を招き、劣悪な市街地の形成を促進してしまう恐れがあるため、記載の方法で機動的に実施しています。一つは定期見直しであり、概ね5年毎の都市計画基礎調査の結果を踏まえ、今後10年間の将来計画フレームを算定し、これを区域区分の計画書に位置付け農林行政と調整するもので、直近では、先ほどご説明した令和4年5月に第7回の区域区分の定期見直しを実施しております。もう一つが、随時見直しであり、定期的な見直しの時点に加え、保留フレームの範囲内で、具体的な地区について、計画的な整備の見通しが明らかになった段階で、随時、市街化区域に編入するものであり、今回予定をしているものは、こちらの随時見直しとなります。

次に、現在のフレームの状況をご説明します。「5 松本都市計画区域マスタープラン（長野県決定）におけるフレーム」の記載をご覧ください。（1）人口フレームですが、平成27年を基準とし、10年後の人口規模として173,600人と推計されています。これに対して、第7回区域区分の定期見直しにおいて、3箇所を市街化区域に編入することで人口フレームを使用し、保留されている人口フレームはゼロとなっています。議案書21ページをご覧ください。次に工業フレームの状況についてご説明します。こちらでも平成27年を基準とし、10年後の産業規模は6,162億円と算出されています。第7回区域区分の定期見直しにおいて、具体的な割り付けをしておらず、保留フレームとなっております。（3）人口フレームと工業フレームの一覧をご覧ください。工業フレームとして、1,268億円、面積換算で約136.3ヘクタールが保留フレームとなっており、工業的用途としての拡大の余地がある状況です。

次のページ、22ページをご覧ください。長野県が策定している区域区分の見直し方針となります。長野県中期総合計画、長野県都市計画ビジョン、長野県都市計画制度活用指針、圏域及び区域マスタープランや松本市立地適正化計画との整合を図りながら、需要に適切に対応できる規模を市街化区域に編入することとされています。

続いて、今回随時編入を予定している市街化区域編入候補地についてご説明します。議案書23ページ資料2をご覧ください。今回編入候補地として考えているのは、臨空工業団地の一角であり、約6.1ヘクタールの面積となります。土地利用としては、工業系の利用で工業団地の拡大整備を検討しているものです。右下に拡大図を掲載しておりますが、6.1ヘクタールのうち、約4.5ヘクタールが農業振興地域内の農用地区域となっております。次のページをご覧ください。今回随時編入を予定している編入候補地に関する上位関連計画の位置づけをご説明します。まず、松本市都市計画マスタープランにおける位置づけですが、(1)将来都市構造として、既存の工業団地が産業・研究拠点として位置づけられています。今回はこの産業・研究拠点を拡大していくこととなります。次に(2)土地利用方針として、複合

産業地区として位置付けられています。複合産業地区では、今後の道路整備に伴う産業用地需要の変化を見据えながら、市の産業政策と合致する場合には、農業的土地利用との調整を図り、産業施設の誘導を進めることとしています。次のページをご覧ください。25ページです。都市計画マスタープランの分野別方針とは別に、新たな都市整備の方針として、都市活力を創出する計画的な産業集積や産業振興に向けた方針を定めています。ここでは工業の整備方針として、一定の都市基盤が整っている既存の産業団地及びその周辺の活用を基本とし、受け皿の確保や支援策等の充実により、工業等の誘致を推進し都市活力の創出を図ることとしており、今回の編入予定箇所は、都市計画マスタープランの各種方針に即した箇所となります。

次に3関連計画等における状況についてご説明します。まず、(1)松本市工業ビジョンですが、令和5年度に中間見直しを実施しており、新たな工業団地の必要性の位置づけをしています。具体的には、一つ目の黒丸において、現状で紹介可能な事業用地がないこと、2つ目、3つ目の黒丸において、早期・小規模の需要や市外企業からの問合せなど需要があることが記載されています。

次に、(2)開発に向けた調整状況について、ご説明します。まず、ア地権者の動向として、説明会等により工業団地整備の方向性に関する意向確認を行った結果、事業への反対意見はないことを確認しています。また、イ開発手法としては、民間事業者との共同開発を予定しています。役割分担としては、市は市街化区域編入に関する国、県との協議資料作成や地元調整を実施し、開発事業者は、具体の整備計画の策定から造成工事、分譲までを実施する予定であり、現在、商工課において新松本工業団地拡張開発の提案募集を実施している状況です。

次のページをご覧ください。今後のスケジュール案となります。今回の市街化区域への編入予定地ですが、農振農用地を含んでいるため、農林漁業との調整措置としての事前調整が必要となります。事前調整が整ったのち、公聴会の開催など、都市計画の手続きに移行しまして、令和7年度中の決定告示を目指していきたい考えです。

議案書の17ページにお戻りください。「4今後の予定」として、関係機関との協議や地元調整を行い、区域区分の変更や用途地域の変更などの都市計画決定に向けた手続き等を進めます。また、今後の取組み状況については、改めて本都市計画審議会にも報告してまいります。

報告事項「今後の松本都市計画の変更の予定について」の説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

(清水聡子会長)

ありがとうございます。ただいま、報告事項「今後の松本都市計画の変更の予定について」の説明がありました。ご意見ご質問のある委員の発言を求めます。いかがでしょうか。

はい、阿部委員お願いいたします。

(阿部功祐委員)

報告ということでお話がありました。今後の区域区分の見直しの進め方で約4.5ヘクタール(農業振興地域内の農用地区域の転用)の話もございました。ただ、21ページのいわゆる工業フレームの関係で、136.3ヘクタールの保留フレームがあるということで、更なる拡大が可能ということです。それと比べると4.5ヘクタールという部分を見たときに少なく感じる。お問い合わせも多いということで、大きなニーズがある中で、松本インター周辺や、今後できてくる松本波田道路関係の地域活性化インターも含め考える必要がある。工業ビジョンにもありますが、ブレーキとアクセルの両方がある、農地を守らなければいけない部分もありながら、こういった工業フレーム(保留)があるということです。民間の方の提案等に窓口を広げていただいて、この工業フレーム(保留)と照らし合わせた今後の土地利用の方向性を示していただくということが大変重要になってくると思います。その点で、今回の4.5ヘクタールに加えて、今後の工業フレーム(保留)と比べた中での土地利用の見通しが何かございましたらお伺いしたいと思います。

(内木昭太主査)

ご意見ありがとうございます。

今、阿部委員からのご発言にあった通り、工業フレーム(保留)としては130ヘクタール以上ある状況でございますが、今回の編入に関しては、約6ヘクタールの部分というふうに考えております。これにつきましては議案書の20ページの随時見直しという部分をご覧いただきたいのですが、随時見直しにつきましては、具体的な地区において計画的な整備の見通しが明らかになった段階でということで、実際の農林漁業との調整においては、計画の確実性という部分がかかなり重要なポイントになってまいります。農振農用地、農地として守らなくてはならないという部分がございますので、その必要性、既存の市街化区域の中にそういった余地がないのか広げる余地がないのかどうかというところ、あるいは計画の確実性というところも含めて、現在具体化している箇所が今回の約6.1ヘクタールという箇所になります。今後同様に、具体化する箇所があれば随時編入や、現在のフレームは令和7年までのフレームになりますので、次回の定期線引き時に編入を行っていくというような形になってくるかと思っております。よろしく申し上げます。

(阿部功祐委員)

ありがとうございます。今後、今のこの和田の部分は、いわゆる小規模な事業者からの問い合わせの中で、こういったエリアを設定していると思います。けれども、場合によってはこれ以外に、いくつかの複合した要望、あるいは大規模な要望もあると思う。市内の業者の中にもそういった方向を示しているところもある。経済という部分で考えたときに工業フレーム(保留)がありますので、待っているだけではなく、こちらからも周知、発信をして、

ぜひ松本へという姿勢も示して欲しい。建設部に限らず、商工課、農地の関係の方と良い連携を取っていただいて、窓口を広げて、問い合わせがあったものをなるべく受けていただければと思います。今日は報告でありましたので終わりますけれど、今後そういった点も踏まえた中で検討いただきたいというふうに思います。

(赤間善浩都市計画課長)

ご意見ありがとうございます。おっしゃる通りだと思います。

商工課が所管している工業ビジョンを作成する段階で、都市計画課も含め、庁内において、議論をしました。工業フレーム（保留）が約130ヘクタールほどあることについても、以前から商工課と共有しております。委員のおっしゃったとおり、これからも商工課と連携してまいりたいと考えております。以上です。

(村瀬直美委員)

単純に質問だけをさせていただきます。23ページの区域区分図です。

JR平田駅地区の西側、ここ一帯が真っ白く抜けているわけですが、ここは未だに調整区域という理解でよいのでしょうか。

(内木昭太主査)

お答えします。村瀬委員からご質問あった点、正面のスライドをご覧ください。平田駅があるところの西側、広く着色されてない部分があります。こちらのことを指してのことだと思います。こちらにつきましては先ほども市街化区域と市街化調整区域のご説明のときに、着色されているところが用途地域が決定している市街化区域、着色されていないところは市街化調整区域というご説明をさせていただきました。現状、図面のとおり市街化調整区域になっております。

こちらの平田西の農地につきましては、過去の経緯もございます。緑農住区事業という形で、農地を充実させていくところと、都市化を進めていくところ、そういったところをしっかりと区分をして、投資をしてきて、農地の部分に関しても、農業的投資をしてきたという部分でございます。そういった形で現在、優良農地というような扱いになっているところでございます。このような経緯もあって、市街化調整区域というような形で、現在位置づけがされています。以上です。

(村瀬直美委員)

わかりました。

(清水聡子会長)

他にいかがでしょうか。

はい、太田委員。

(太田茂登委員)

24ページのところで、今後の道路整備に伴う産業用地需要の変化を見据ながらという記載がありますが、さっきの阿部委員のご意見にも関連しますが、今後の道路整備というのは具体的にどういうところを考えているのか、念のため確認させていただきたいと思えます。

(内木昭太主査)

はい、お答えします。

こちらの都市計画マスタープランでいう、今後の道路整備でございますが、具体的には、現在、長野県が計画している環状高家線の4車線化、あるいは中部縦貫自動車道の松本波田道路の整備、あるいは現在計画している追加インターチェンジ(新村の追加インターチェンジ、和田の追加インターチェンジ)、それに加えて、現在、こちら長野県が計画している新村バイパスの計画もございます。こういった道路整備に伴い、和田から新村周辺の状況というのは一変していくことが考えられますので、それに伴う産業需要の変化ということで、都市計画マスタープラン上に記載をしているものでございます。

(太田茂登委員)

わかりました。ありがとうございました。

(清水聡子会長)

他にいかがでしょうか。他に意見がないようですので質疑を終了いたします。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

議事録署名人に指名したお2人の委員には、後日、事務局において調整された議事録を送付いたしますので、署名後、事務局へ返送をお願いいたします。

また、委員各位には後日事務局より報告書の写し、および、議事録の写しを送付いたしますので、ご承知おきください。

以上で議事審議を終了いたします。本日はありがとうございました。

最後に事務局から連絡事項をお願いいたします。

(赤間善浩都市計画課長)

清水会長、議事の進行をいただきまして、ありがとうございました。

すみません。訂正をさせていただきます。冒頭で説明いたしました欠席者委員のお名前に誤りがございましたので訂正させていただきます。松本警察署長の石坂達雄委員とお伝えいたしました、正しくは上條豊委員でございます。所長さんのお名前を間違えました。大

変更いたしました。

それでは委員の皆様、本日は慎重な審議をいただきまして、ありがとうございました。

次回の都市計画審議会につきましては日程が決まり次第、改めて開催通知をお送りいたします。

以上をもちまして、第63回松本市都市計画審議会を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。